

学 習 関 係 規 程（看護科）

1 卒業認定に関する規程

（卒業認定）

第1条 校長は本校所定の各教科・科目におよびその単位数のすべてを修得し、特別活動の成果が目標から見て満足できると認められる者について、成績会議を経て全課程の修了を認め、卒業を認定する。

2 校長は本校所定の各教科・科目におよびその単位数のすべてを履修し、その一部の単位が不認定であるが、74単位以上の修得が認められ、特別活動の成果が目標から見て満足できると認められる者について、成績会議を経て卒業を認定することができる。

（卒業証書の授与）

第2条 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書（学則様式第2号）を授与するものとする。

2 単位認定に関する規程

（単位認定）

第1条 校長は次の各号に該当する者に対して、学年末の成績会議を経て、当該学年所定の単位を認定する。

（1）当該教科・科目の欠席時数がその年間標準時数の10分の2以下であること。

（2）当該教科・科目の評定が2以上であること。

（3）特別活動に関する欠席時数が、その年間授業時数の3分の1以下であること。

（時数の補充）

第2条 当該教科・科目の欠席時数がその年間標準時数の10分の2を超える者で、10分の3を超えないものに対しては、本人の願い出により教科担任が定める時間（原則として休業日中）に、補講又は課題等によって、その不足時数を補充することができる。

2 正当な理由があると認められる者の時数補充については、職員会議を経て校長が定める。

（追査）

第3条 やむを得ざる理由により、定期考査を受験できなかった者については、本人の願い出により追査を行うことができる。追査の成績は得点の80%以下とする。ただし、公欠及び出席停止などの理由により受験できなかった者は、100%以下とする。なお、追査は各学期の成績会議の前日までに完了するものとする。

2 同一学期内において定期考査のいずれかの成績を欠く者については、他方の80%以下をその考査の見込み点として与えることができる。

3 同一学期内の定期考査の全ての成績を欠くものについては、他学期の成績の80%以下を与えることができる。

(再考査)

第4条 各学期の成績が不良で単位の修得が認められないおそれのある者に対しては、本人の申し出により次の時期に再考査を行うことができる。

(1) 1学期の場合は、8月に定める日

(2) 2学期の場合は、1月に定める日

(3) 3学期の場合は、原則として成績会議の前日までの定める日とするが、事情によっては3月30日まで認めることができる。ただし、成績会議後は直接校長より単位を認定する。

2 再考査の結果、単位の認められるときはその得点の如何にかかわらず単位の認められる最低点を与えるものとする。

(評定の時期)

第5条 各教科・科目の担当者は、平素の成績を考慮して当該生徒の評定を学年末の成績会議の前日までに完了するものとする。

(再履修)

第6条 校長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、成績会議を経て、当該学年の全教科・科目を再履修させるものとする。

(1) 当該学年の不認定科目数が3科目以上の者。ただし、卒業学年を除く。

(2) 各学年の累積不認定単位数が12単位に達する者。ただし、前号のただし書きを準用する。

(3) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1をこえる者。ただし、校長がその理由を正当と認める者は除く。

(単位の追認)

第7条 単位の不認定科目が前条の(1)・(2)に該当しない者については、本人の申し出により追認考査を行いその結果によって単位を追認することができる。

(1) 第1・第2学年の場合は、次年度の定める日。

(2) 第3学年の場合は、原則として卒業判定会議の前日までに定める日。

第8条 専攻科の進学にあたっては、専門教科・科目については「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に定められたすべての教科・科目の修得を原則とする。

3 成績の処理ならびに評価に関する規程

(処理の方法)

第1条 成績は、各科目ごとに観点別学習状況の評価と評定の両方について、各科目の目標に準拠した評価をする。1・2学期にあつては観点別学習状況の評価及び評点(100点法)により、学年末にあつては観点別学習状況の評価及び5段階法による評定で表示する。ただし、一覧表 作成にあつては評点も併記する。

(処理の基準)

第2条 成績の処理の基準は次の各号による。

- (1) 45点に満たない得点は、欠点とし赤線で表示する。
- (2) 各教科・科目について平均点を学年末には原則として70±5点の範囲内に調整する。
- (3) 学年末における5段階評定の基準は、次のように定める。

評 点	100～80	79～60	59～46	45	44～
評 定	5	4	3	2	1

- (4) 観点別学習状況の評価区分は、次のとおりとする。

A	「十分に満足できる」状況と判断されるもの
B	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
C	「努力を要する」状況と判断されるもの

4 出欠に関する規程

(出席簿の記録)

第1条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。

- (1) 始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1
- (2) 朝のホームルームに遅れた時・・・遅刻1
- (3) 第3限より登校した時・・・遅刻1、欠課2
- (4) 第4限のみを欠いた時・・・欠課1
- (5) 最終時限より下校した時・・・早退1、欠課1
- (6) 後のHRを欠いた時・・・早退1

2 授業の授業時間の10分の3以上受けなかった時は欠課とする。

(公 欠)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は公欠とし、出席扱いにする。ただし、該当生徒は所定の手続きをしなければならない。

- (1) 校長の認めた校外試合、会合などに参加するとき。
- (2) 受験やそのための健康診断などを受けるとき。
- (3) 風水害その他非常事態の発生したとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

(出席停止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は出席停止とし、出席しなければならない日数(時数)を減ずる。

- (1) 忌引（父母は5日以内、祖父母・兄弟・姉妹は3日以内、その他3親等は1日）
- (2) 停学
- (3) 感染症などの理由により校長が登校停止を命じたとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

5 表彰に関する規程

第1条 生徒の学習意欲の向上と道徳心のかん養を図るために、この規定を設ける。

第2条 表彰は、学業優秀賞、功労賞及びその他とする。

第3条 学業優秀賞は、卒業学年の生徒で次の各号に該当する者に与える。

- (1) 全学年の履修科目の評定平均が、4.8以上であること。
- (2) 出席状況が良好であること。
- (3) 性行が良好であること。
- (4) 上記(1)~(3)を満たす者で、卒業生総数の5%程度の者。

第4条 功労賞その他については次のとおり定める。

- (1) 功労賞は、生徒会としての活動、各部活動及びその他で特に功労のあった者に与えることができる。

2 皆勤賞及び精勤賞は、次の各号に該当する者に与える。

- (1) 皆勤賞は3か年間皆勤とし、3か年間、無欠席・無事故(遅刻・早退・欠課のない者)の者に与える。ただし、停学処分及び特別指導を受けた者は除く。
- (2) 精勤賞は3か年間精勤とし、3か年間欠席3日以内の者に与える。ただし、前号のただし書きを準用する。

なお、遅刻・早退は3回をもって1日、遅刻及び早退を伴わない欠課は6回をもって1日とよみかえる。

第5条 学業優秀賞、功労賞、皆勤賞及び精勤賞等は、卒業式当日またはその前日に賞状賞品またはそのいずれかを授与して表彰する。ただし、1か年間の皆勤及び精勤は、指導要録及び通知簿に記載する。

第6条 受賞者は、職員会議を経て校長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成26年4月1日から施行する。ただし、精勤賞に関する規定については、平成26年4月1日以降第1学年に入学した生徒について適用する。
- 3 この規程は平成26年4月7日から施行する。
- 4 この規程は令和4年4月1日から施行する。ただし、表彰に関する規定及び成績処理ならびに評価に関する規程については、令和4年4月1日以降第1学年に入学した生徒について適用する。
- 5 この規程は令和6年4月1日から施行する。ただし出欠に関する規程については、令和6年4月1日以降第1学年に入学した生徒について適用する。

学 習 関 係 規 程（専攻科看護科）

1 卒業認定に関する規程

（卒業の認定）

第1条 校長は所定の全課程を修了したと認める者に対して卒業を認定する。

（卒業証書の授与）

第2条 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書（学則様式第2号）を授与するものとする。

2 単位認定に関する規程

（単位認定）

第3条 校長は学年末において、次の各号の条件を満たす者に対して、その科目所定の単位を認定する。

- （1）当該科目の出席時数が、その授業時数の10分の7以上に達すること。なお、臨地実習については10分の9以上とする。なお、校長がその理由を正当と認める欠席者については、教育的配慮を行う。
- （2） 当該科目の評定が可以上であること。

（再履修）

第4条 校長は単位不認定となった科目がある者については、次年度以降において再履修させ単位を修得させることができる。

3 成績の処理ならびに評価に関する規程

（考 査）

第5条 考査は各講座終了後、原則として定期に実施する。

- 2 その他、教科担任は適当な時期に考査を実施することができる。

（追 考 査）

第6条 病気などやむを得ない事由により前条の考査を受けることができなかった者については、願出により追考査を実施することができる。追考査における得点は80%以下とする。ただし、公欠及び出席停止などの理由により受験できなかった者は、100%以下とする。

（再考査）

第7条 前2条の考査における素点が60点に満たない者に対しては、教科担任は適当な時期に再考査を実施することができる。

- （1） 再考査は、研修作業・報告書提出等に、かえることができる。
- （2） 再考査において合格した者は、その得点を60点とする。

(処理の方法)

第8条 成績は、各科目毎に100点満点で評価する。

各教科・科目について学年末には平均点75点±5点の範囲内に調整する。ただし、校外講師による科目についてはこの限りでない。

(評 定)

第9条 学業成績の評定は、優・良・可・不可とし、その区分は次のとおりとする。

優	100点～80点
良	79点～65点
可	64点～60点
不可	59点以下

4 出欠に関する規程

(出席簿の記録)

第10条 ホームルーム出席簿の一日の記録は原則として次の例による。

- (1) 始業から終業まで一日中不在の時・・・欠席1
- (2) 朝のホームルームに遅れた時・・・遅刻1
- (3) 第3限より登校した時・・・遅刻1、欠課4
- (4) 第4限のみを欠いた時・・・欠課2
- (5) 第4時限より下校した時・・・早退1、欠課2

2 授業の授業時間の10分の3以上受けなかった時は欠課とする。

(公 欠)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は公欠とし、出席扱いにする。ただし、該当生徒は所定の手続きをしなければならない。

- (1) 校長の認めた校外行事、会合などに参加するとき。
- (2) 受験やそのための健康診断などを受けるとき。
- (3) 風水害その他非常事態の発生したとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

(出席停止)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は出席停止とし、出席しなければならない日数(時数)を減ずる。

- (1) 忌引(父母は5日以内、祖父母・兄弟・姉妹は3日以内、その他3親等は1日)
- (2) 停学
- (3) 感染症などの理由により校長が登校停止を命じたとき。
- (4) その他、校長が必要と認めたとき。

5 表彰に関する規程

第13条 学生の学習意欲の向上と道徳心のかん養を図るために、この規程を設ける。

第14条 表彰は、優等賞・看護実習賞・功労賞及びその他とする。

第15条 優等賞は、卒業学年の学生で次の各号に該当する者に与える。

- (1) 全科目の成績が平均点80点以上であり、かつ全科目の評定が原則として優または良であること。
- (2) 出席状況が良好であること。
- (3) 性行が良好であること。

第16条 看護実習賞・善行賞・功労賞及びその他については、次のとおり定める。

- (1) 看護実習賞は、卒業学年の学生で「臨地実習」の成績最優秀者に与えることができる。
- (2) 善行賞は、善行のあった者に与える。
- (3) 功労賞は、卒業学年の生徒で学生会の活動及びその他で、特に功労のあった者に与えることができる。
- (4) その他については、必要あればその都度審議し決定する。

第17条 表彰の時期は次のとおりとする。

- (1) 優等賞・看護実習賞・功労賞は、卒業式当日または前日までに与える。
- (2) 善行賞は、その都度適宜与える。

第18条 表彰される学生に対しては、賞状賞品またはこのいずれかを授与する。

第19条 受賞者は、職員会議の決議を経て校長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成元年から施行する。
- 2 この規程は平成8年度に一部改正し、平成9年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成13年度に一部改正し、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この規程は平成15年4月1日から施行する。ただし、卒業認定に関する規定及び単位認定に関する規定については、平成15年4月1日以降第1学年に入学した生徒に係る教育課程について適用する。
- 5 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 6 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 7 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 8 この規程は令和4年4月1日から施行する。
- 9 この規程は令和6年4月1日から施行する。ただし、出欠に関する規程については、令和6年4月1日以降第1学年に入学した学生について適用する。

生徒指導関係規程（看護科）

1 生徒心得

- (1) 校訓である「自主・協同・研学」の実現をめざして努力する。
 - ア 人権を尊重し、支え合う仲間づくりをする。
 - イ 生命を尊重し、安全で健康な生活を送る。
 - ウ 明るく活力あふれる学校にするため、笑顔で挨拶・会釈をする。
- (2) 楽しく充実した学校生活になるように心掛ける。
 - ア 基本的生活習慣を身に付け、授業等に積極的かつ集中して取り組む。
 - イ 学習環境の美化・整頓に努め、校内施設・備品を大切にし、公共精神を高める。
 - ウ 不必要な金銭や物品は持っていない。貴重品等は各自が責任をもって保管する。
 - エ 生徒会活動等に積極的に参加・協力し、学友との連帯感を深める。
 - オ 地域社会の一員であることを自覚し、高校生として良識ある言動に努める。
- (3) 秩序ある学校生活のために、次の場合には届け出る。
 - ア 校内施設・備品を、破損・汚損・紛失等した場合
 - イ 金銭や物品の紛失・拾得、あるいは盗難があった場合
 - ウ 欠席・遅刻・欠課・早退・公欠・忌引き等の場合
 - エ 法令に触れる行為で補導された場合
 - オ 登校後外出を必要とする場合（外出許可証を発行）
 - カ 放送・掲示・印刷物の作成及び配布をする場合
 - キ アルバイトをする場合

2 交通関係規定

- (1) 交通法規・交通マナーや社会生活上のルールを守り、交通安全に努めるとともに、他人に迷惑をかけない。
- (2) 通学用自転車には、学校所定のステッカーを貼り、車体点検及び整備に努める。
- (3) 普通自動車・自動二輪車による通学は禁止する。原動機付き自転車による通学も原則として禁止するが、次の場合には指定した場所までの通学を、審議の上許可する場合もある。
 - ア 最寄りの駅や停留所までの距離が5 km（学校まで10 km）以上あり、他の交通機関使用が極めて不便で、保護者の願い出がある場合。
 - イ 部活動、その他の事情により継続して下校が遅くなり、保護者や担当教職員の願い出がある場合。※交通事故、違反の有無や性行等も審議の対象とする。ただし、審議の対象となった諸事情に変更があった場合は許可を取り消す。
- (4) 運転免許取得については、原動機付き自転車は1学年の3学期終業式翌日以降、普通自動車は3学年の老年看護実習終了以降（11月）、その必要性を審議して許

可をする。

ア 原動機付き自転車の免許取得は、通学に必要な場合以外は禁止する。

イ 高校入学後に交通違反等があった場合は、以後の原付免許取得許可を原則として一年間を行わない。

ウ 普通自動車免許の取得許可は、学校において生徒・保証人（未成年の場合は保護者）・ホームルーム担任・関係教職員等による自動車運転免許取得事前説明会（安全教室を含む）を経て行う。

エ 免許取得に関しての欠席等は、普通免許における教習所等での検定試験日のみ3回までは欠席扱いとして認める。ただし、事前に欠席届を提出して必ず承認を受ける。

（５）原動機付き自転車による通学を許可されている場合でも、遊びに使用するなどの不要乗車は 自粛する。普通自動車については、在学中は運転しない。

２ 服 装 等 規 定

（１）制服

ア 本校指定の制服を用いる。（スカートまたはスラックスを着用）

イ スカートの長さは、膝の中央より長いスカート丈とすること。

ウ スラックスの長さは、かかとまでとする。（裾を踏まない程度）

エ スラックスにはベルト（黒または茶色、華美でないもの）を使用する。

オ ソックスは黒、白または紺色の無地とする。（ワンポイント可）

カ 髪をまとめる場合は、黒・紺・茶色のゴム（布状のものを含む）とする。

（２）防寒具

ア 防寒着は、社会通念上ジャケットの上に羽織る保温性の高いコート類を基本とする。

イ 特に寒いときには学校指定セーターの着用を認める。令和５年度以前の入学生については、学校指定ではないセーター等（黒または紺色の無地）の着用を認める。ただし、制服からはみ出ないように着こなす。また、ベストの代用としてセーター等の着用を認めない。

（３）履き物

ア 通学靴は華美でないものを用いる。

イ 上履きは、本校指定のものを用いる。

ウ 体育館内では、本校指定のシューズを用いる。

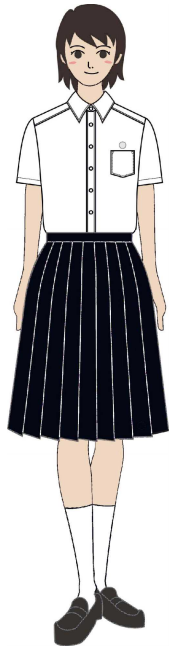
（４）その他

ア 頭髪の脱色・染色、パーマ、化粧、ピアス、カラーコンタクト等をしない。

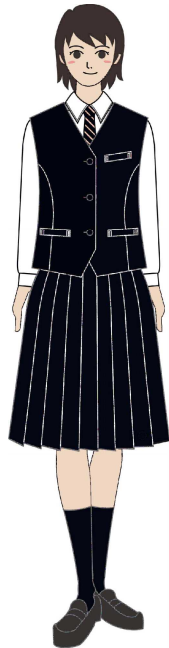
イ 正当な理由で指定された服装ができない場合は、異装届を提出し許可を得る。

ウ 季節移行期の制服着用については、気候の変動等を考慮して併用期間を設定する。

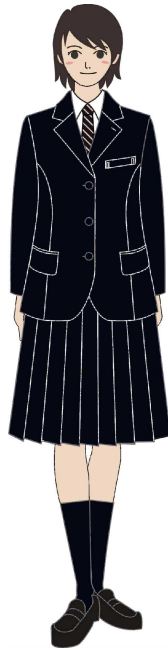
本校指定学生服



夏季服装
(6/1～9/30)



春秋服
(5月中旬及び
9月中旬以降)



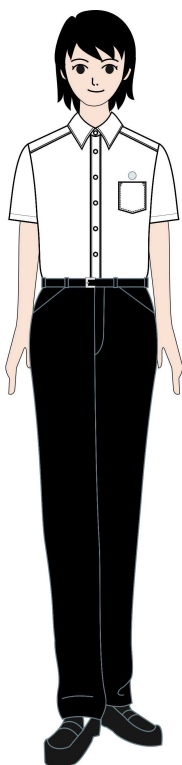
冬季服装
(10/1～5/31)



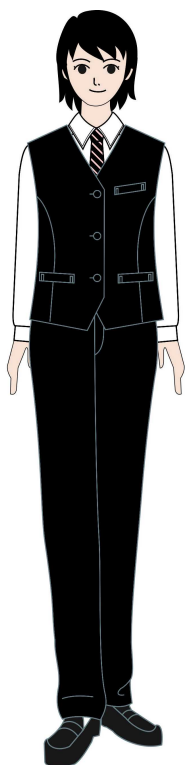
上着 (本校指定)
※襟元のバッチ穴に校章
をつける



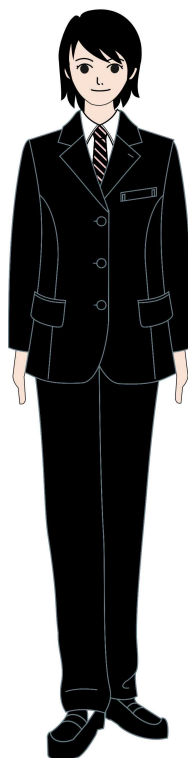
ベスト (本校指定)
※胸ポケットのバッチ穴に
校章をつける



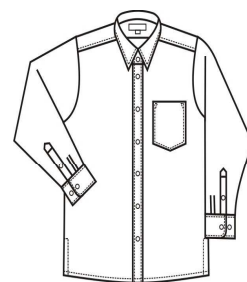
夏季服装
(6/1～9/30)



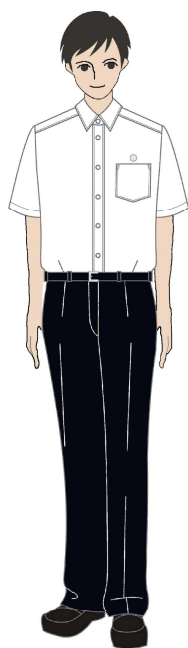
春秋服
(5月中旬及び
9月中旬以降)



冬季服装
(10/1～5/31)



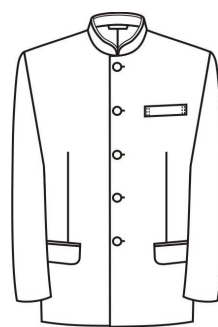
カッターシャツ
(本校指定)
※角襟のもの
胸ポケットの上に校
章の刺繍入りシャツ



夏季服装
(6/1～9/30)



冬季服装
(10/1～5/31)



上着（本校指定）
※襟元に校章をつける
ボタンは校章入りのもの



校章入りボタン

学 生 生 活 指 導 関 係 規 程（専攻科看護科）

1 学生の品格

次の行為をした場合には、原則として特別に指導を行う。

(1) 喫煙・飲酒

※20歳以上の学生であっても、学校の管理下にある場合は特別指導の対象とする。学校の管理下とは授業中、学校の教育計画に基づいて行われる課外活動中、休憩時間中・登下校中等をいう。

(2) 不謹慎な言動・態度・授業妨害

(3) 凶器類・その他不必要で他に迷惑を及ぼす物品の持ち込み

(4) 校舎・校具及び他人の器物等に対する故意の汚損・亡失

(5) 立ち入りが禁止されている場所での補導

(6) 暴力・いじめ行為

(7) 有機溶剤の悪用及びその目的での所持、覚醒剤等薬物の使用及び所持

(8) 刑法に触れる行為（窃盗・万引きなど）

(9) 不正行為（定期考査における不正、レポート等における代筆及び盗用など）

(10) 道路交通法違反

(11) 自動二輪車及び自動車による通学

※原付自転車の通学も原則として禁止するが、交通機関使用がきわめて不便な場合は審議の上、許可する場合もある。

(12) その他学校の品位を著しく損ねた場合

2 服装等規程

(1) 本校指定の学生服を着用する。

ジャケット（グレー）

スカート（グレー、Aラインスカート）

ただし、スカートの長さは膝の中央より長い丈とする

スラックス（グレー）

ただし、着用の際には黒や茶色などの華美でないベルトを使用する
シャツ又はブラウス（白色のみ）

(2) 着用期間 ※季節の変わり目には別に移行期間を設定する。

冬服（4月～5月、10月～3月）

ジャケット、スカート又はスラックス、白いシャツ又はブラウス

夏服（6月～9月）

スカート又はスラックス

白いシャツ又はブラウス

（袖のあるものを着用し、裾をスカート又スラックスに入れる）

(3) 防寒着は、社会通念上ジャケットの上に羽織る保温性の高いコート類を基本とする。また、寒いときには制服の中にカーディガン等(黒または紺色の無地)の着用を認めるが、制服から見えないように着こなす。

(4) 通学靴は華美でないものを用いる

(5) 清潔・整髪を心掛け、アクセサリー・脱色・染色等はしない。

